

工 事 概 要

東京都住宅供給公社

1. 件 名 トミンハイム塩浜二丁目第2 共用灯、屋外灯、駐車場灯改修及びその他工事
2. 工事場所 江東区塩浜2-9-8
3. 工 期 契約日の日より 90 日間

4. 工事概要

本工事は、当住宅の既設共用灯、屋外灯、駐車場灯及び自転車置場灯設備を改修するものである。

建 物 型 式：平成11年度建設 RC造 14階建 1棟 計272戸

施 設 概 要：屋外灯 8基、駐車場灯 4基、庭園灯 4基、自転車置場灯 16台

- | | |
|--|----|
| 改 修 内 容：1. 共用部(廊下・コミュニティサロン等含)の照明器具、配線器具取替 | 一式 |
| (配管配線は既設使用とする。) | |
| 2. 屋外灯、駐車場灯、庭園灯、自転車置場灯の取替 | 一式 |
| 3. 屋外灯、駐車場灯ポール等の塗装工事 | 一式 |
| 4. 共用盤、屋外灯盤、駐車場灯盤の改修 | 一式 |
| 5. その他上記に伴う諸工事 | 一式 |

※本工事は「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染拡大防止対策ガイドライン」に基づき施工すること。

5. 注意事項

- 1) 本工事は、工事標準仕様書（電気設備）によること。
- 2) 工事の施工にあたっては労働安全衛生法等の基準に従って、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害及び事故の防止に努めること。また、大型車輛及びクレーン等（クレーン付きトラック含む）による資機材の搬出入時や建設機械等が移動する時には、誘導員を配置すること。重点点検工事における仮設足場の架け払い、原則として、施設休館日とすること。
- 3) 施工に際しては、居住者の日常生活に支障を来さぬよう、十分に配慮し工事を行うこと。
- 4) 工事着手前に、監督員と協議のうえ必要に応じ居住者説明会を行うと共に、現場代理人を現場に常駐させること。（工事請負契約書約款第9条第3項の規定の場合を除く）
- 5) 工事完了確認書等の個人情報、盗難・紛失等も含め情報が漏洩することの無いよう適正に管理すること。なお、個人情報は現場仮設事務所及び車中で保管せず、自社事務所にて保管すること。

6) 重点点検工事とは、工事中に第三者に損害・被害を及ぼす危険性の高い工事をいう。
本工事は重点点検工事に該当しない。

7) 点検強化工事とは、足場仮設等の点検強化を図る工事として、重点点検工事以外の足場仮設等を伴う工事を言う。本工事は点検強化工事に該当しない。

8) 外壁仕上塗材等にアスベストが含有されているため、『工事標準仕様書（建築）

【アスベスト編】第39章石綿処理』（平成27年11月版）に基づき適正に処理すること。